

2025年10月15日

各 位

株式会社有 斐 閣
第一法規株式会社
株式会社商事法務

法律書デジタル図書館に対する
著作権及び出版権侵害行為の差止等請求訴訟の提起に関するお知らせ

法律書・法律雑誌の出版社である株式会社有斐閣（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：江草貞治、以下「有斐閣」といいます。）、第一法規株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：田中英弥、以下「第一法規」といいます。）、株式会社商事法務（本社：東京都中央区、代表取締役社長：石川雅規）（以下「商事法務」といい、3社をもって「当社ら」といいます。）は、この度、下記の原告が、著作権及び出版権侵害行為の差止めと損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起いたしましたので、以下のとおりお知らせ申し上げます。

なお、本提訴は、図書館公衆送信制度の意義を尊重し、その健全な運用を願う姿勢のもとで行うものです。当社らは、デジタル時代の進展を積極的に受け止めつつ、著作物の適正な利用と保護のバランスを図りながら、利用者及び著作者の皆様にとって、より利便性の高い持続可能な環境を築いていきたいと考えております。こうした前提のもと、本提訴の趣旨について正しくご理解いただけますよう、お知らせ申し上げます。

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：東京地方裁判所
- (2) 提起日：2025年10月15日
- (3) 原告：中山信弘東京大学名誉教授をはじめとする有志の著作権者並びに著作権法80条1項2号に基づく出版権者である第一法規及び商事法務

2. 訴訟を提起した相手（被告）

- (1) 名称：一般社団法人法律書デジタル図書館
- (2) 所在地：東京都千代田区神田神保町二丁目12番4号 エスペランサ神田神保町Ⅲ
- (3) 代表者：高田龍太郎

3. 訴訟提起に至った経緯等

(1) 概要

被告代表者である高田龍太郎氏（以下「高田氏」といいます。）は、かねてより、法律書・法律雑誌の公衆送信（電子送信）サービスを計画していましたが、今般、被告が提供を開始した公衆送信サービス（以下、単に「公衆送信サービス」といいます。）は、法律文献専門と銘打った法律書デジタル図書館（以下「被告図書館」といいます。）なるものにより、極めて多数の法律文献の公衆送信

を無許諾で行うものです。しかるに、これは、著作権法 31 条 2 項以下が定める「図書館等公衆送信制度」（同法が定める要件を満たした図書館は、著作権者の許諾を得ることなく、図書館利用者に対して著作物の複製物をメール等により送信できる制度）の要件を満たしておらず、無断複製物を違法に送信するものにほかならないと考えております。

当社は、高田氏に対し、同サービスの計画段階からその違法性を再三警告してまいりましたが、高田氏は、これを無視し、2025 年 2 月に被告図書館を開館し、著作権法 31 条 2 項に基づくと主張する公衆送信サービスの開始を強行したため、この度やむなく提訴に至った次第です。

（２）経緯

① 被告及び被告代表者について

高田氏は、被告の設立の前から、株式会社サピエンス（本社：東京都千代田区神田須田町二丁目 23 番 1 号 天翔ビル秋葉原万世橋 908 号室、以下「サピエンス社」といいます。）の代表者を務め、同社は、「LION BOLT」という名称で、被告が行う法律書・法律雑誌の所在検索サービスと酷似したサービスを提供しています。

高田氏は、2023 年 8 月、サピエンス社からの資金拠出により、一般社団法人である被告を設立しました。被告は、2025 年 2 月 20 日に会員制の「クラウド図書館」と自称する被告図書館を開館し、同日、法律書・法律雑誌の所在検索サービス及び公衆送信サービスの提供を開始しました。

② 旧サービス計画に対する警告書の送付から提訴に至るまで

被告図書館の開館に 1 年ほど先立つ、2024 年 4 月、高田氏は、著作権者の許諾を得ることなく、サピエンス社が被告とシステムを連携させて大量の法律書・法律雑誌を公衆送信するサービスを、「LION BOLT Prime」と称して計画し（以下「旧サービス計画」といいます。）、「LION BOLT」利用者に対して営業活動を実施しておりました。

同年 5 月、この事実を把握した有斐閣及び商事法務が、高田氏に対し、旧サービス計画の詳細を確認しました。高田氏は、前述の「図書館等公衆送信制度」の要件を充足していると主張しましたが、有斐閣及び商事法務は、著作権法の専門家のご助言をいただきながら検討した結果、旧サービス計画は、図書館の公共的使命とはかけ離れた、サピエンス社及び被告の営利目的であること等から同制度の適用がない違法なものであると判断しました。

そこで、両社が事務局となって、法律書・法律雑誌の出版社が共同して対応に当たり、同年 7 月から 8 月にかけて、有斐閣を代表とする 31 社（当社らを含み、最終的に 32 社）がサピエンス社に対して 2 度にわたって警告を行い、旧サービスの中止を求めました。これに対し、同年 8 月 19 日、高田氏は旧サービス計画の中止を書面で表明しました。

ところが、高田氏は、2025 年 2 月 18 日、サピエンス社が関与せずに被告単独で実施するサービスであると銘打って、32 社に突如一方的に通告の上、同月 20 日に被告図書館を開館し、著作権者の許諾を得ることなく大量の法律書・法律雑誌の公衆送信サービスを開始しました。

当社らによる事実確認の結果、サピエンス社は依然として被告の公衆送信サービスの実施に関与しているとみられます。高田氏は、一度はサービス中止を表明した一方で、「図書館等公衆送信制度」を悪用し、法律書・法律雑誌の無断複製物を検索後即時に送信するというサービスの枢要部分を改める意思は全くなく、サービス提供主体等の形式面を変更しただけで、実質的には同等のサー

ビスを開始したものであり、悪質と言わざるを得ません。そのため、これ以上の警告を行ってもサービスを中止されることはないと判断し、やむなく今回の提訴に至りました。

(3) 今回の提訴に当たって

「図書館等公衆送信制度」は2021年の著作権法改正で新設されたものであり、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスのニーズを踏まえた制度です。すでに国立国会図書館や東京都立図書館などの公共性のある図書館が運用を始めており、当社らとしても、その制度趣旨や法の要件に則った運営がなされる限りにおいては、意義のある制度と考えております。

その一方で、被告は、「図書館等公衆送信制度」の制定後に、法人を設立し、サピエンス社と被告とが、これらの代表者である高田氏の下で、同制度を悪用し、著作権者の許諾を得ることなく大量の法律書・法律雑誌を検索後即時に公衆送信するサービスを実現しようとしています。被告の行為は、著作権者の利益を不当に害するばかりか、専門書出版社の存在意義をも蔑ろにするものであり、当社らとしては、法律書・法律雑誌の出版社として、このような事態を到底看過することはできません。

仮にこのようなサービスを黙認すれば、法律分野以外の専門書・専門雑誌への波及も懸念されます。当社らは、図書館公衆送信制度の意義は十分に理解するものではありませんが、その制度趣旨を潜脱し、これを悪用する事業者を放置すれば、一般社団法人が図書館を名乗ることで、権利者の許諾なく書籍等をスキャンし、利益を得ようとする不法な事業者が次々に現れる可能性があることを、深刻に懸念しております。このような事態は、著作権者の利益が害されるものであるにとどまらず、専門書出版社の存立を危うくし、専門書出版文化そのものの崩壊をも招くことにつながりかねません。このことを当社らは極めて憂慮しております。

当社らでは、法律書・法律雑誌の検索や入手しにくい資料の閲覧などについて、読者の皆様から、より利便性の高いサービスの構築に期待するお声を少なからずお寄せいただいております。一部の取組みはすでに開始し、プレスリリースもいたしておりますが、出版社としては、新技術への対応を含め、デジタル環境に即応した不断の努力を続けていかなければならないと考えております。専門性の高い法律分野の出版物の内容を、出版社横断で検索・発見でき、デジタルですぐに読むことができるような、読者の皆様にとって利便性の高い仕組みを実現すべく、出版社が連携しながら、実現に向けた取組みを今後さらに加速させてまいります。

4. 本件に関するお問合せ

株式会社商事法務内 本訴訟担当事務局
(連絡先) pr@shojihomu.co.jp

以上